

県内企業の皆様へ

ともに宮城の農業の明日へ
～御社も農業経営を考えてみませんか～

宮城県の緑豊かな農山村は県民全体の財産です。多彩で品質のよい食を提供するだけではなく、豊かな生活環境をもたらすからです。その大切な農山村は農業がしっかりと営まれることで維持されています。美しく見える田園風景は日々の農作業の賜です。

今、農山村では、長い間、県民、国民の食を支えてきた方々が、あとに続く方に道を譲ろうとしています。しかし地域内に譲る相手がおらず、農地を有効に利用していけるか心配される地域も増えつつあります。

その一方で、県民の皆さんにもっと多くの農産物を届けたいという農業経営者がおりますが、農地を拡大したいけれど分散しては効率が上がらない等の悩みを抱えています。農業生産の場である「農地」をうまくリレーすることが必要になっているのです。

しっかりとした農業経営者がいて、一線を退いた農家もその経験や知恵を活かして地域農業に参加する、そのような姿をめざして、今、農村では地域の農地をうまくまとめて利用することへの取り組みに力を入れています。

それが「農地中間管理事業」です。平成26年4月から全国でスタートしました。貸したい農地を「農地中間管理機構」に預け、借りたい経営者にまとめて転貸するしくみです。それぞれ、相手探しをしなくて済みます。また、賃料も機構とのやりとりだけになる等のメリットがあります。

そこで、地域をよく知り、日頃から地域の農業に関心をお持ちいただいている地元の企業の皆様へのお願いがございます。

地域の活性化は、地元企業の皆様の貢献によるところが大ではありますが、さらに、各社がお持ちのノウハウ、強みを活かしていただきたいということです。

地域の柱となろうとする農業経営者がよりしっかりとした経営をしていくための六次化への連携や参画を、また、こうした経営者がいない地域にあっては直接、農業への参入もご検討いただきたいということです。新たな経営資源として地域の農業、農地をお考えになっていただければ幸いです。

なお、宮城県の「農地中間管理機構」は、知事から公益社団法人みやぎ農業振興公社が指定を受け、宮城県、市町村や農業協同組合等の協力・連携のもと運営しております。ご相談は、県農林水産部、当公社もしくは市町村で対応させていただきます。

今後とも、地元企業の皆様のご協力を得て活気のある農業・農村をめざして参りたいと考えております。よろしくお願い申し上げます。

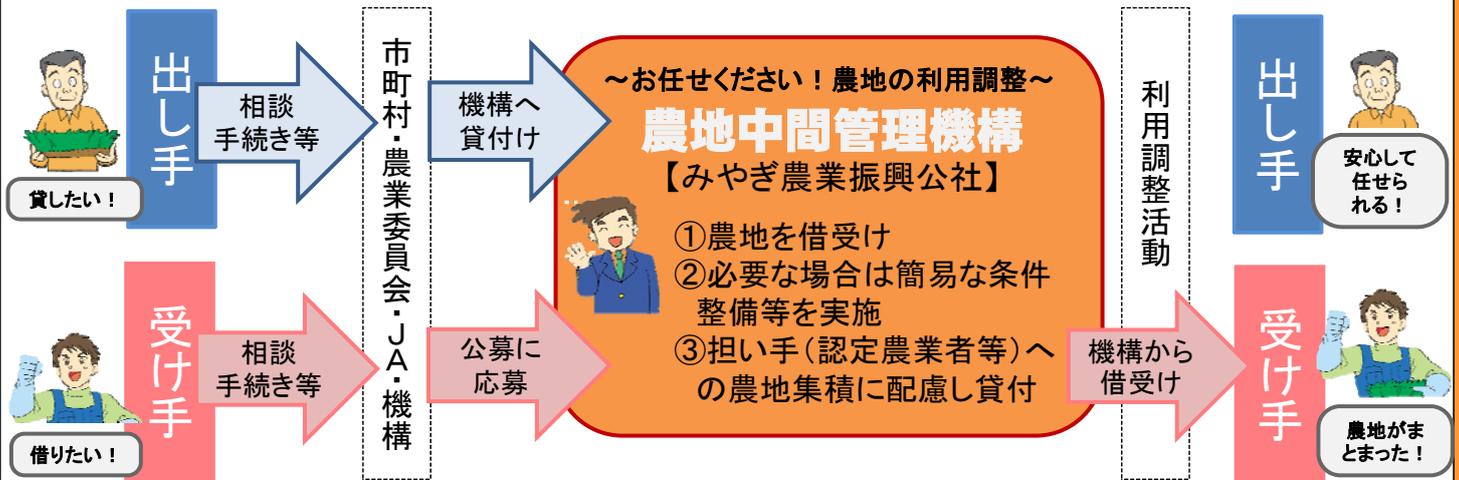
平成26年11月

宮城県農地中間管理機構
(公益社団法人みやぎ農業振興公社) 理事長

農地の貸し借りの新しい仕組み！

「農地中間管理事業」で農地の貸借を応援！

1. 農地中間管理事業の流れ



2. 農地中間管理機構（みやぎ農業振興公社）とは・・・



賃貸事業（農地中間管理事業）を主体に農業経営の規模拡大、耕作の事業に供される農用地の集団化、新たに農業を営もうとする者の参入の促進等による農用地利用の効率化及び高度化の促進を図り、その実現を目指して事業を行う法人です。

3. 農地中間管理事業の活用条件

① 貸し手

- ・リタイアする農業者
- ・農地の交換を希望する担い手等



② 借り手

- ・認定農業者
- ・中心経営体等



★【農地を貸したい場合】

- 「農用地等貸付申込書」を市町村又はJAの担当窓口へ提出してください。
- 農地をリスト化登録し、「借受希望者」とのマッチング後に、公社が借り受けるための手続きを行います。

★【農地を借りたい場合】

- 公社が行う「借受希望者の募集」（公社のホームページにも掲載）に必ず応募いただく必要があります。
- 公社がリスト化した農地との利用調整後に、借受希望者に農地を貸し付けるための手続きを行います。

4. 機構への農地の貸し手等に対する支援（機構集積協力金）

① 地域に対する支援

「地域集積協力金」

最大：3.6万円/10a（4万円/10a）
※上記はH27年度までの特別単価
※括弧は津波被災市町の単価

② 経営転換・リタイアする場合の支援

「経営転換協力金」

※最大：70万円/戸

③ 集積・集約に協力する場合の支援

「耕作者集積協力金」

2万円/10a
※上記はH27年度までの特別単価



★この資料に関するお問い合わせは・・・みやぎ農業振興公社へ TEL 022-275-9192